

第八十二回帝國議會 衆議院 市制中改正法律案外四件委員會會議錄(速記)第二回

昭和十八年二月一日(月曜日)午前十一時五十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 古屋 慶隆君

理事安倍 寬君 理事伊藤 五郎君

理事池本甚四郎君 理事佐藤洋之助君

理事佐藤 芳男君 理事國師 兼貳君

石田 善佐君 卯尾田毅太郎君

小野寺有一君 大川 光三君

大野 一造君 岡本傳之助君

加藤 宗平君 河盛安之介君

柏原 幸一君 小柳 牧衛君

田中伊三次君 土屋 寬君

寺田 市正君 中越 義幸君

仲西 三良君 長井 源君

西方 利馬君 西村 茂生君

野本吉兵衛君 原口 純允君

深水 吉毅君 古屋 慶隆君

二田 是儀君 別所喜一郎君

松延彌三郎君 三浦 虎雄君

森田 正義君 森 肇君

森谷 新一君 由谷 義治君

吉田貞次郎君 吉川 亮夫君

出席國務大臣左ノ如シ

內務大臣 湯澤三千男君

出席政府委員左ノ如シ

內務次官 山崎 巖君

第六類第五號 市制中改正法律案外四件委員會會議錄 第二回 昭和十八年二月一日

內務省地方局長 古井 喜實君  
內務省管理局長 竹内 德治君  
內務書記官 中島 賢藏君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

市制中改正法律案(政府提出)

町村制中改正法律案(政府提出)

府縣制中改正法律案(政府提出)

北海道會法中改正法律案(政府提出)

朝鮮郵便年金ノ事務ニ關スル郵便物ニ關スル法律案(政府提出)

○古屋委員長 是カラ開會致シマス、本日ハ午前十一時ト云フコトニナツテ居リマシタガ、貴族院ノ本會議ニ於テ大臣ノ必要ガ出來、ソレカラ都制案ノ御説明等ノ爲ニ、約一時間、時間ノ遅レタコトハ甚ダ残念デアリマスルケレドモ、右様ナ理由デアリマスカラ御諒承願ヒマス、本日ハ政府ノ提案ノ理由ダケヲ聽イテ散會ヲ致ス豫定デアリマスカラ、是亦御諒承願ヒマス——內務大臣

○湯澤國務大臣 市制及ビ町村制ノ改正ノ趣旨ニ付キマシテハ、本會議ニ於キマシテ申上ゲタ通りデゴザイマスルガ、重ネテ茲ニ御説明ヲ申上ゲタイト存ジマス

抑、市町村ハ國家百政ノ聚リ、其ノ果ヲ結ブ所デゴザイマス、時局ノ進展ニ伴ヒマシ

テ、國家ノ施策スル所ハ愈、廣汎且ツ煩多ヲ加ヘツアルノデアリマスルガ、是ガ遂行具現ニ付キマシテハ、市町村ノ活動ニ俟ツモノガ頗ル多イコトハ、改メテ申スマデモナイ所デゴザイマス、例ヘバ時局下最モ緊切デアリマスル防空ニ於キマシテ、生活必需品物資ノ配給確保ニ於キマシテ、貯蓄ノ増強ニ於キマシテ、或ハ食糧ノ増産ニ於テ、勞務ノ供出ニ於テ、悉ク左様ニ考ヘルノデゴザイマス、故ニ市町村ニシテ此ノ際十全ノ機能ヲ發揮シ得ナイニ於キマシテハ、中央ニ於キマスル緊要ナル諸計畫ハ、遂ニ其ノ成果ヲ收メズシテ終ルコトト相成ルコトト考ヘルノデアリマス、時局下市町村當局者中能ク其ノ責務ニ努力ヲ傾倒致シ、洵ニ敬服スベキ幾多ノ事例ヲ見ルノデゴザイマスガ、而モ全市町村ヲ通ジテ觀察致シマスル時、尙ホ其ノ現狀ハ時局ノ要請ニ副ヒ難キモノアルコトヲ認メザルヲ得ナイノデアリマス、仍テ此ノ際市町村行政ニ付キマシテ根本的刷新ト、高度ノ能率化トヲ圖リマシテ、國策ノ浸透徹底ト、國民生活ノ確保安定トニ萬全ヲ期シマスルハ今後ノ時局ニ對處致シマシテ、戦ヒテ徹底的ニ勝抜ク爲ノ國內體制ノ整備ト致シテ、最モ緊要デアアルト信ズルノデゴザイマス、今回市制町村制ノ改正ヲ行ハントスル根本ノ趣意ハ洵ニ此

ノ點ニ存スルノデゴザイマス

市制町村制ノ今次ノ改正ノ中ノ特ニ主要ナル事項ニ付テ申上ゲマスト、第一ニ市町村長ノ選任方法ノ改正デゴザイマス、市町村行政ノ舉ルト擧ラザルトハ、懸ツテ其ノ統轄者デアリマス所ノ市町村長ノ如何ニアリト云フモ敢テ過言デハナイト存ズルノデゴザイマス、殊ニ時局ノ進展ニ伴ヒマシテ、市町村長ノ擔當致シマスル所ノ職責ハ愈々重大ヲ加ヘツツアリマスルノミナラズ、市町村民ノ指導者トシテ、市町村長ノ影響力ハ極メテ重視スベキモノガアルト考ヘルノデゴザイマス、後ニモ申述ヘマスルガ如ク、今次ノ改正ニ依リマシテ、市町村長ハ市町村內ニ於ケル各種施策ノ綜合的運營ニ付キマシテ重要ナル責務ヲ有スルコトトモ相成ツタノデゴザイマス、隨ヒマシテ、市町村長ニ眞ニ其ノ職責ニ堪ヘ得ベキ適材ヲ擧ゲマシテ、且ツ之ヲシテ只管其ノ責務ニ專念精進セシメ得マスルヤウ適切ナル策ヲ講ジマスルコトトハ、戦時下市町村行政ノ刷新強化ヲ期スル要點デアルト存ズルノデゴザイマス、此ノ趣旨ニ於キマシテ市町村長ノ選任方法ヲ改メ、市長ハ內務大臣ガ市會ヲシテ其ノ候補者ヲ推薦セシメ、其ノ者ニ就キ勅裁ヲ經テ之ヲ選任スルコトト致シ、又町村長ハ町村會ニ於テ選舉シ、府縣知事ノ認可

付託議案  
市制中改正法律案(政府提出) (第五號)  
町村制中改正法律案(政府提出) (第六號)  
府縣制中改正法律案(政府提出) (第七號)  
北海道會法中改正法律案(政府提出) (第八號)  
朝鮮郵便年金ノ事務ニ關スル郵便物ニ關スル法律案(政府提出) (第九號)

ヲ受クルコトニ致シタノデアリマス、尙ホ市町村長ノ選任方法改正ノ趣旨ニ照應致シマシテ、市町村長ニ付テ著シク其ノ職ニ在ルコトヲ不適當トスル事由ガアリマスルヤウナ場合ニ付キマシテハ、之ヲ解職シ得ル途ヲ拓キマシタノデアリマスルガ、是ハ市町村長ノ責務ノ重要性ニ鑑ミマシテ、市町村長ニ出來ルガテ適材ヲ揃ヘマシテ、第一線行政ノ強化ヲ圖ラウト致シタモノニ外ナラナイノデゴザイマス

第二ハ市町村行政上ニ於ケル各般ノ手續等ヲ簡易化シ、市町村行政ノ運営ニ付キマシテ、能フ限リノ簡素化ト能率化トヲ圖ツタコトデアリマス、今日市町村行政ノ制度ハ餘リニ煩雜デゴザイマシテ、時局ノ要請ニ副ハザルモノガアルト存ズルノデアリマス、隨ヒマシテ此ノ際相當思切ツテ之ヲ簡素ニスルコトガ必要デアルト考ヘルノデアリマシテ、此ノ趣旨ニ於キマシテ市町村行政各般ニ互ツテ改正ヲ加ヘタノデゴザイマスルガ、其ノ主ナ事項ヲ申上ゲマスルト、市町村會議員選舉ノ手續ニ於キマシテ、市町村會議員ノ選舉ニ衆議院議員選舉人名簿ヲ利用セシムルコトト致シマシテ、名簿調整ノ煩ヲ省イタノデアリマス、次ニ町村會議員ノ選舉ニ付キマシテ無投票當選ノ途ヲ拓ク爲ニ簡易ナル候補者制度ヲ採用シタノデアリマス、次ニ所謂再選舉ヲ行フ場合ヲ補闕選舉ニ準ジテ適當ニ制限シタノデアリマス、次ニ議員總辭職等ノ場合ニハ總選舉ヲ行フベキコトヲ規定致シマシテ、其ノ他開票ノ際ニ於ケル投票及ビ投票人總數ノ計算、竝ニ選舉錄及ビ投票錄作成ノ際ニ於ケル朗讀ノ手續ヲ省略スル等ノ措置ヲ講ジタノデアリマス、ソレカラ市町村會ノ職務權限ニ付キ

マシテハ、是ガ議決事項ヲ限定致シマシテ、輕易ナル事項ハ其ノ議決ヲ要セザルモノト致シタ點デアリマス、次ニ市會ニ付キマシテハ、通常會ト臨時會ノ會期制ヲ採用シタコトデアリマス、他面市參事會ノ機能ヲ擴充致シ、市會閉會中ハ特ニ定メタル重要事件ノ外市參事會ニ於テ代ツテ議決シ得ルヤウニ致シマシテ、市參事會ノ活用ヲ圖ルコトニ致シ、其ノ他必要ナル若干ノ改正ヲ加ヘタノデアリマス

行政救濟ノ手續ニ付キマシテハ、異議ノ決定ハ市町村長限リニ於キマシテ、又訴願ノ裁決ハ府縣知事限リニ於キマシテ、之ヲ爲スモノトシマスルト共ニ、決定又ハ裁決ヲ爲スベキ期間ヲ三月トアリマシタモノヲ三十日ニ短縮致シマシテ、行政救濟ノ手續ノ簡捷化ト其ノ責任ナル處理トヲ期スルコトニ致シタノデアリマス

市町村ノ監督事務ニ付キマシテハ、使用料ノ新設、變更及ビ繼續費ノ設定、變更ニ關シマシテハ、許可ヲ要ラナイコトニ致シタノデアリマス

其ノ他市町村ノ廢置分合及ビ境界變更、市町村組合ノ設立ニ關スル手續ヲ簡易化スル等、各般ニ互リマシテ事務處理ノ簡捷化ト能率化トヲ圖ツタノデアリマス

舉ゲマスルガ爲ニハ、是等施策ノ綜合計畫化ヲ圖リマシテ、市町村長ヲ中心トシテ市町村內ノ各種團體等ガ眞ニ協力一致、各、其ノ職分ニ從ヒマシテ、最善ノ機能ヲ發揮スルコトガ必要ト考ヘルノデゴザイマス、仍テ市町村長ノ下ニ新タニ此ノ參與ノ制度ヲ設ケマシテ、參與ニハ市町村內ニ於ケル必要ナル各方面ノ人ヲ選ビ、此ノ參與制ノ運用ニ依リマシテ市町村內各種施策ノ綜合計畫化ヲ圖リマスル共ニ、市町村長ニ各種團體等ニ對シテ必要ナル措置ヲ講ジ得ル權限ヲ與ヘタノデゴザイマス

以上ハ市制、町村制ノ改正中重要デアリマスルト認メマスル事項ニ付テ申上ゲタノデゴザイマスルガ、其ノ他今回ノ改正ニ於キマシテハ、市町村ノ吏僚組織ノ整備ヲ圖リマスルガ爲ニ助役、收入役等ノ選任方法ノ改正、市ノ考査機構ノ整備等ニ關シマシテ必要ナル改正ヲ加ヘタ點ガゴザイマス、又市町村ノ國政事務處理ノ第一線機關トシテ大イニ活用センガ爲ニ、市町村及ビ市町村長ニ對スル國政事務ノ委任ヲ一層容易ナラシムル措置ヲ講ジマスル共ニ、是ガ爲メ必要ナル財源ニ付キマシテ適當ナル保障ヲ與フルコトト致シタ點ガゴザイマス、ソレカラ又町內會、部落會等ノ適正ナル運営及ビ健全ナル發達ヲ圖ルガ爲メ、其ノ會計、區域等ニ關シマシテ必要ナル若干ノ規定ヲ設ケタノデゴザイマス

之ヲ要シマスルニ、今日國家ハ各般ノ施策ノ遂行上市町村ニ依據スルモノガ頗ル多ク、市町村ノ活動ニ俟タズシテ國策ノ滲透徹底ト國民生活ノ確保安定トヲ期シマスルコトハ到底困難デゴザイマスルカラ、市町村ノ體制ヲ國家ノ要請ニ從ヒマシテ整備改

善致シ、時局下市町村ヲシテ最善ノ機能ヲ發揮セシメントスルモノデゴザイマス、尙ホ北海道開發ノ現狀ニ鑑ミマシテ、之ニ町村制ヲ施行致シ、又樺太ノ内地編入ニ伴ヒマシテ、之ニ市制、町村制ヲ施行スルコトニ致シマシテ、併シナガラ北海道及ビ樺太ノ實情上一般ノ例ニ依ルコトヲ適當トセザル事項モアリマスルノデ、之ニ付キマシテハ勅令ヲ以テ必要ナル特例ヲ設ケ得ルコトニ致シタノデゴザイマス

次ニ府縣制及ビ北海道會法ノ改正ハ、其ノ内容ニ於キマシテ概ネ市制、町村制ノ改正等ニ照應スルモノデアリマスルノデ、此ノ際特ニ御說明申上ゲルコトヲ省略致シタイト存ジマス

以上市制中改正法律案外三法案ニ付キマシテ、其ノ提案ノ理由竝ニ法案中主要ナル事項ノ概略ヲ御說明申上ゲタノデゴザイマスガ、是等ハ何レモ今後ノ時局ニ對處致シマシテ、戰捷ノ基礎ヲ鞏固ニスル爲メノ國內體制ノ整備トシテ、眞ニ緊要缺クベカラザルモノデアルト存ズル次第デアリマス

又次ニ朝鮮郵便年金ノ事務ニ關スル郵便物ニ關スル法律案提出ノ理由ハ、曩ニ本會議ニ於キマシテ簡單ニ申述ベタノデゴザイマスルガ、尙重ネテ御說明ヲ申上ゲタイト存ジマス

朝鮮ニ於キマシテハ近年文化、經濟著シク向上致シ、昭和四年創始致シマシタ簡易生命保險事業ノ如キモ飛躍ノ進展ヲ示シマシテ、是ガ加入者ハ五百万人、保險金十億圓ヲ突破スルニ致リマシテ、經濟力ノ向上ト共ニ保險思想モ普及致シマシタノデ、簡易保險ト相俟チマシテ國民厚生施設ノ完備ヲ期シ、兼ネテ浮動購買力ノ吸收ト銜後國民生

活ノ安定ニ資センガ爲メ、本年十月ヨリ郵便年金制度ヲ實施スル見込ヲ以テマシテ、別途朝鮮簡易生命保險及郵便年金特別會計法案ヲ提出致シテ居ルノデアリマスガ、朝鮮郵便年金事務ハ郵便局ヲ主タル取扱機關トスルモノデアリマシテ、郵便局ニ於キマシテ取扱ヒマスル一般通信業務及ビ朝鮮簡易生命保險事務ニ關スル郵便物ハ現在無料取扱ハレテ居リマス關係モアリ、且ツ極力事業費ヲ節減致シマシテ加入者ノ負擔輕減ヲ圖ル必要ガアリマスルノデ、本事務ニ關スル郵便物ハ之ヲ無料ニテ取扱ハシメタキ所存デゴザイマス、而シテ朝鮮郵便年金ニ關シマスル一般規定ハ制令ニ依ルコトト相成リマスルガ、右郵便物ノ無料ニ關スル規定ハ郵便物ノ種類及ビ料金ヲ定メテアリマスル所ノ郵便法第十八條トノ關係モアリマスルノデ、法律ヲ必要ト致シマスル次第デゴザイマス

以上本法律案提出ノ理由ニ付キマシテ簡單ニ御説明申上ゲタ次第デゴザイマスガ、詳細ハ御質問ニ依リマシテ御答ヘ申上ゲタイト思ヒマス、何卒御審議ヲ御願ヒ致シマス

尙ホ終リニ一昨日ノ本會議ニ於キマシテ中谷君ノ御質問ニ對シ私ヨリ申上ゲマシタ答辭ノ中、言葉ノ不十分ヲ爲メ私ノ眞意ト全ク異ツタヤウナ印象ヲ與ヘマシタ點ニ付キマシテ、其ノ節私ノ意アル所ヲ申述ベマシテ御諒解ヲ願ツテ置キマシタノデアリマスルガ、本委員會ノ開催セラレマスル此ノ機會ニ於キマシテモ重ネテ委員諸君ノ此ノ點ニ關スル御諒解ヲ願ツテ置キタイト存ジマシテ、一言申添ヘテ置ク次第デゴザイマス

○佐藤(洋)委員 此ノ際審議ヲ進メマス上ニ於キマシテ必要ナル資料ヲ要求致シマス、資料ハ多ウゴザイマスカラ一々朗讀スルコトハ省略致シマシテ、書類デ御届ケ致シマシタカラ、何卒速記録ニ之ヲ留メテ置イテ戴キタイ、速カニ御調査ノ上御提出アラシコトヲ御願致シマス

○古屋委員長 承知致シマシタ、本日ハ是ニテ散會致シマス、次會ハ公報ニ依ツテ御通知致シマス

午後零時十三分散會

池本委員要求ノ參考資料

一、過去數年間ニ於テ市町村會、道府縣會參事會ニ於テ豫算ノ増額修正ヲ爲シタル件數並其ノ金額及其ノ金額ノ總豫算額ニ對スル割合

右市、町、村及道府縣別ニスルコト

一、市町村會、道府縣會及參事會ニ於テ越權、法令適度公益阻害、收入不適合等ノ議決若ハ選舉ヲ行ヒ知事又ハ市町村長ガ再議、再選舉、取消其ノ他所謂原案執行等ヲ爲シタル件數

右市、町村及道府會、參事會別且事件種別ニスルコト

三、過去數年間ニ於テ市、町村長、道府縣及市町村ノ官吏、吏員ニシテ贖職其ノ他ノ犯罪アリタル件數、及人數

右市、町村、道府縣別ニスルコト

四、過去數年間ノ市、町、村別ニ其ノ數、人口及豫算増減一覽表

五、町村長ニシテ其ノ町村内ニ於ケル農會長、産業組合長等ノ團體長ヲ兼任セラル者ノ數

六、世界各國別ノ人口百萬人以上ノ都市

〔參照〕

名及各其ノ人口ト其ノ國ノ總人口一覽表

吉田(貞)委員要求ノ參考資料

一、市町村財政一覽表

一市町村稅賦課徵收狀況調

加藤(宗)委員要求ノ參考資料

一、今日マデ十ヶ年間ニ於テ、刑ニ問ハレテ辭シタ者及現ニ刑ニ問ハレテ居ル市、町村長ノ數

森委員要求ノ參考資料

一、昭和十七年中ニ於テ一ヶ月以上市長、町村長ヲ選舉決定シ得ザリシ市、町村ノ府縣別名

二、昭和十七年中ニ於テ一ヶ月以上ノ同上助役、收入役同上

三、昭和十七年中ニ於テ著シク物質ノ配給等ニ支障ヲ來シ其因市町村長助役ニ在リト觀ラルル市町村ノ府縣別名

佐藤(洋)委員要求ノ參考資料

一、全國市十七年度當初豫算額

市長俸給及交際費並市長經歷出身別

第六類第五號 市制改正法律案外四件委員會會議錄 第二回 昭和十八年二月二日

昭和十八年二月一日印刷

昭和十八年二月二日發行

衆議院事務局

印刷者 内閣印刷局